

共創による花装飾等企画・制作設置業務委託に係る提案競技 公募要項

1. 目的

福岡市では2018年に一人一花運動をスタートし、市民・企業・行政が一体となって「花による共創のまちづくり」を進めている。また、一人一花運動の輪をさらに広げていくために、福岡市植物園を一人一花運動の拠点と位置づけ、ボタニカルライフスクエアや一人一花ガーデンラボを核として、花・緑による「まち」「ひと」「しごと」の好循環を生み出す「一人一花まち・ひと・しごとづくりプロジェクト」を推進するなど、「花による共創のまちづくり」の定着に向けて取り組んでいる。

この取組みをさらに進めるため、2025（令和7）年3月23日（日）～27日（木）に植物園において開催した「Fukuoka Flower Show Pre-Event」を踏まえ、2026（令和8）年3月22日（日）～26日（木）に花をテーマとしたMICEである「Fukuoka Flower Show 2026」を開催することとしている。

本提案競技は、Fukuoka Flower Showの機会を最大限活用して植物園の拠点機能強化を効率的・効果的に進めるため、まちなかへの花装飾の制作・設置等を通じてMICE・観光、環境、国際交流、ビジネス、市内産花卉振興など多様な分野と共創し相乗効果を図る仕組みづくりを行う事業者（共創による花装飾等企画・制作設置業務委託の契約相手方）の選定を目的としている。

2. 履行場所

福岡市内

3. 契約上限額

34,100,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む）を上限とする。

※契約は単年で行うが、前年度における事業実績が当該年度の方向性に概ね沿ったものであり、良好な運営がなされていた等と認められる場合は、審査のうえ最長3年間を期限として再契約を行うことができるものとする。なお、事業の実施及び予算については、当該年度における当初予算の議決を条件とするため、契約に至らない場合がある。

4. スケジュール

公募開始	令和7年5月15日（木）
質問期限	令和7年6月2日（月） 17時まで
質問書への回答	令和7年6月6日（金） 17時まで
参加申込締切	令和7年6月17日（火） 12時まで
参加辞退届提出期限	令和7年6月17日（火） 12時まで
提案書提出期限	令和7年6月17日（火） 12時まで
選定委員会による審査	令和7年6月24日（火）（予定）
審査結果通知	令和7年6月25日（水）（予定）

※説明会は開催しない。質問がある場合は、質問書を提出すること。

5. 質疑

本公募要項及び内容などについて質問がある場合は、令和7年6月2日（月）17時までに質問書（様式1）に記載の上、以下の提出先に電子メールで送付し、質問書を提出した旨を電話で連絡すること（電話では質問に対する回答は行わない）。

質問に対する回答は、令和7年6月6日（金）17時までに福岡市ホームページで行う。（公平性を期するため、上記期限以降の個別の問合せには応じない）

(1) 質問書提出先

「16. 提出先・問合せ先」のとおり

(2) 回答の掲載場所

福岡市ホームページ>経済・産業・ビジネス>入札・契約・公募>契約情報（契約課以外の入札、提案競技・指定管理など）>各所管課が公募する競争入札、提案競技等>質問と回答

6. 参加資格

次の各号に掲げる資格（以下「参加資格」という。）を有する者でなければこの提案競技に参加することができない。

- イ) 法人格を有する団体であること。
- ロ) 日本国内に本店、または支店・営業所等を有していること。
- ハ) 地方自治法施行令第167条の4に該当する者でないこと。
- 二) この提案公募の開始日から最優秀提案者決定の日までの間に、市から福岡市競争入札参加停止等措置要領（以下「措置要領」という。）に基づく競争入札参加停止の措置又は排除措置を受けている期間がある者でないこと。
- ホ) この提案公募の開始の日から最優秀提案者決定の日までの間に、措置要領別表第1、第2及び第3の各号に規定する措置要件に該当しない者であること。
- ヘ) 市町村税を滞納していない者であること。ただし、新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、徴収猶予を受けている者は滞納をしていない者とみなす。
- ト) 消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- チ) 会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）、民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）、破産法に基づく破産手続開始の申立てがなされている者又は会社法に基づく特別清算開始の申立てがなされている者、手形交換所による取引停止処分を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- リ) 福岡市暴力団排除条例に定める暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有するものでないこと。
 - ※最優秀提案者に選出された場合であっても契約締結までの間に、措置要領別表第1、第2及び第3の各号に規定する措置要件に該当した場合又は本市に提出した書類又は電子ファイルに虚偽の記載をし、若しくは重要な事実について記載をしなかったことが判明した場合は、契約の相手方としないことがある。
 - ※複数の事業者で構成する共同企業体（以下「JV」という。）として参加する場合は、すべての構成員が参加資格を有する必要がある。
 - ※JVとして参加する場合は、構成員のすべてが、その他の提案者及びJVの構成員となることはできない。

7. 参加申込書等の提出

(1) 提出期限

令和7年6月17日（火）12時まで ※必着

(2) 提出先

「16. 提出先・問合せ先」のとおり

(3) 提出方法

郵送または持参とする。ただし、参加申込書（様式2）のみの提出であれば、電子メールで提出し、提案者からの電話連絡により提出を確認する方法も可とする。

※「郵送」の場合は、特定記録又は簡易書留で送付すること。

※「持参」の場合の受付時間は平日の9～17時のみとする。

(4) 提出書類

下記①～⑦までの書類を1部提出すること。

なお、「福岡市・水道局・交通局競争入札有資格者名簿」又は「福岡市・水道局・交通局特定調達契約等に係る競争入札有資格者名簿」に登録されている者であり、当該登載の有効期間内にこの提案公募の開始の日又は提案競技参加申込期限日が含まれている者にあつては、②～⑦の提出を免除する。

① 参加申込書（様式2）

② 登記事項証明書

法務局発行の現在事項全部証明書を提出すること（履歴事項全部証明書でも可）

③ 市町村税を滞納していないことの証明書

福岡市発行の納税証明のうち「市税に係る徴収金（本税及び延滞金等）に滞納がないことの証明」がなされているものを提出すること。

④ 消費税及び地方消費税納税証明書

本社所在地の所轄の税務署発行の証明書を提出すること。

証明書の種類は「納税証明書（その3）」を選択すること。（「その3の2」「その3の3」でも可）

⑤ 誓約書（様式3）

代表者の所在地、商号又は名称、代表者役職名、氏名を記入し、印鑑は実印を使用すること。

⑥ 役員名簿（様式4）

代表者及び役員の氏名、フリガナ、性別、生年月日（元号表記）を記入すること。この情報は、福岡市の事務事業から暴力団を排除するために、福岡県警察本部へ照会することに使用する。

役員とは、株式会社、有限会社の取締役、合名会社の社員、合資会社の無限責任社員、公益法人、協同組合、協業組合の理事をいう。（監査役、監事、事務局長は含まない。）

⑦ 直近の決算2年分の財務諸表の写し

直近決算2年分の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書の写しを提出すること。

【留意事項】

※必要に応じて追加資料の提出を求めることがある。

※②～④については、提出日前3か月以内に発行された原本を提出すること。

※③、④、⑦について、新たに設立された法人等であり、納税に関する証明書等の提出ができない場合は、「申込書（様式不問）」に当該事実の記載及び押印のうえ提出すること。

※JVとして参加する場合は、代表事業者を決定し、「共同企業体構成表（様式不問だが、参画事業者名及び押印は必須とする）」を提出すること。なお、代表事業者以外の構成員については、①を除くすべての書類を提出すること。

8. 参加辞退

参加を辞退する場合は、以下の通り参加辞退届を提出すること。

(1) 提出書類

参加辞退届（様式5）

(2) 提出期限・提出方法

令和7年6月17日（火）12時までに郵送（必着）または持参すること。

※持参の場合の受付時間は平日の9～17時のみとする。

(3) 提出先

「16. 提出先・問合せ先」のとおり

9. 提案書等の提出

(1) 提出期限

令和7年6月17日（火）12時まで ※必着

(2) 提出先

「16. 提出先・問合せ先」のとおり

(3) 提出書類（以下、「提案書等」という。）

①提案書

- ・表紙・目次を除き、総数10ページ（10枚）以内とし、A3横使い、片面印刷、フォント11pt以上、ステープル綴じ、パンチ2穴とすること。
- ・表紙の次のページは目次とし、表紙及び目次を除き、ページ番号を一連で付すこと。
- ・提案者は提案仕様書（資料1）の「3. 提案内容」に沿って提案書を作成すること。

②見積書（様式不問）

③類似事業実績表（様式6）

過去5年間（令和2年6月～令和7年5月）において、当該事業と同種又は類似事業の実績があれば、類似事業実績表を提出すること。

(4) 提出方法

紙及び電子データの両方を提出すること

○紙

郵送または持参とする。

※「郵送」の場合は、特定記録又は簡易書留で送付すること。

※「持参」の場合の受付時間は平日の9～17時のみとする。

○電子データ

「16. 提出先・問合せ先」に送付し、その旨を電話で連絡すること。

※ 電子データのファイルはPDF形式とすること。②見積書は、見積内訳を集計できるようにexcel形式もあわせて送付すること。

※ 添付ファイル合計は10MB以下とし、容量を超える恐れがある場合は、分割して送信すること。

(5) 留意事項

- ・紙での提出部数 各15部
- ・提案書等は提案者が特定できないようにすること。
なお、②見積書は提出部数のほかに提案者名を記載し代表社印を押印したものを紙で1部提出すること（電子データは不要）
- ・図やイラスト・写真等を使用し、専門知識を有しない者でも容易に理解できる配慮を行うなど、見やすく明確なものとする。
- ・1事業者1提案書とし、複数の提出は認めない。
- ・提案書等に不備がある場合は、受付できない場合がある。
- ・提出期限までに提出がなかった場合は、提案競技への参加を辞退したものとみなす。
- ・契約締結後の実現可能性について、十分考慮した上で提案すること。
- ・提案書等で使用する言語及び通貨は、それぞれ日本語と円とする。

(6) 提案書等の取り扱い

- ・提案書等の提出後の内容変更は認めない。ただし、明らかな誤字・脱字の場合はこの限りではない。
- ・提案書等は契約に至った場合に使用するほかは、提案審査以外の目的で提案者に無断で使用することはない。
- ・提案書等は審査の事務に必要な場合は複製することがある。
- ・選定された提案は発注者との協議により、内容の変更を求めることがある。

10. 選定委員会による審査

提案内容を審査し、最優秀提案者を選定する委員会（以下「選定委員会」という。）を設置し、下記のとおり実施する。なお、提案競技に参加する者が1社であった場合でも、提案の審査・選定は実施するものとする。

(1) プレゼンテーション及び質疑応答

プレゼンテーション及び質疑応答は、当該事業を主に実施する担当者が行うこと。なお、当日の資料の追加・持ち込み等は認めない。（事前に提出された提案書等をもとに行う。）

- ・日時：令和7年6月24日（火）（予定）
- ・場所：福岡市役所内会議室（中央区天神一丁目8-1）（予定）
※詳細の日時及び場所については、対象事業者電子メールで後日通知する。
- ・時間：1社あたり40分（プレゼンテーション：20分、質疑応答：20分）（予定）

(2) 審査

- ・評価・加点項目（資料2）をもとに、総合的に審議し、最優秀提案者（提案競技に参加する者が複数社であった場合は、あわせて次点者）を決定する。
- ・審査結果通知：令和7年6月25日（水）（予定）に審査結果をすべての提案者に電子メールで通知するとともに、最優秀提案者のみ市ホームページ上で公表する。

(3) 留意事項

- ・プレゼンテーション及び質疑応答に出席しなかった場合は、本提案競技を辞退したものとみなす。
- ・出席者は1社につき3名までの参加とする。
- ・提案競技参加申込者が多数の場合は、提出された提案書等による書類審査（1次審査）を実施し、プレゼンテーション及び質疑応答の対象者を決定する場合がある。
- ・総合得点の満点の6割を最低基準とし、最低基準点に満たない提案については選定の対象としない。最低基準点を満たす提案者がいない場合は、再公募を行うこととする。

11. 失格要件

以下のいずれかに該当する場合は失格となることがある。

- (1) 条件を満たさない提案を行った場合
- (2) 提出書類に虚偽があった場合
- (3) 選考委員等に対する不正な行為が認められた場合
- (4) 事業推進に必要な手続きを行わない場合

12. 契約

(1) 契約交渉

- ・選定委員会で決定した最優秀提案者を契約交渉者として決定する。
- ・選定委員会で決定した最優秀提案者が失格、その他の理由により契約の相手方として決定されなかった場合、次点者を契約交渉者とする。

(2) 委託内訳書の作成及び契約

- ・契約交渉者は発注者と本業務委託の内容について協議を行い、内訳書を作成したうえで、契約を締結する。

(3) 契約の時期及び履行期間

- ・契約時期は、令和7年7月上旬を予定している。
- ・履行期間は、下記を予定している。

契約締結の日から令和8年3月31日まで

13. その他留意事項

- (1) 提案にかかる費用は、すべて事業者が負担すること。
- (2) 審査結果に関する質問は一切回答しないこととする。

- (3) 提案内容を他の目的のために使用することは禁止する。
- (4) 本業務委託において必要と思われる業務内容を提案内容として提示しており、業務内容は、契約締結の際に契約交渉者との協議の上、追加・変更することがある。
- (5) 同業務委託の成果品は発注者に帰属するものとする。
- (6) 本提案競技にあたり提出があった書類は返却しない。

14. 添付資料

- 様式1 質問書
- 様式2 提案競技参加申込書
- 様式3 誓約書
- 様式4 役員名簿
- 様式5 参加辞退届
- 様式6 類似事業実績表

15. 関係資料

- 資料1 提案仕様書
- 資料2 評価・加点項目
- 参考1 一人一花運動ホームページ
<https://hitori-hitohana.city.fukuoka.lg.jp/>
- 参考2 Fukuoka Flower Show Pre-Event特設ホームページ
<https://fukuokaflowershowpre-event2025.com/>
- 参考3 令和7年度一人一花推進事業 基本計画書
- 参考4 植物園及び令和6年度リニューアルエリア図面
- 参考5 市内イベント等での花装飾（令和6年度実績）
- 参考6 「花の屋台」躯体について
- 参考7 ハングングバスケット設置事例
- 参考8 一人一花スプリングフェス2025ホームページ
<https://hitori-hitohana.city.fukuoka.lg.jp/hana-shirube/>

16. 提出先・問合せ先

一人一花推進事業実行委員会事務局
（福岡市住宅都市みどり局一人一花推進部フラワーショー担当）
担当 野中

〒810-8620 福岡市中央区天神一丁目8番1号
TEL：092-711-4424
FAX：092-733-5590
E-mail：flowershow.hupb@city.fukuoka.lg.jp